



商号：株式会社名古屋銀行／登録金融機関：東海財務局長（登金）第19号／加入協会：日本証券業協会

●手数料など諸費用について

お預かり手数料はかかりません。各銘柄ごとに設定された販売手数料（お申込金額、お申込口数、または基準価額に応じて最高 3.15%（税込）、信託報酬（信託財産の純資産総額のうち、お客様の保有額に対して最高年率 1.8945%（税込）、信託財産留保額（ご換金申込時の基準価額に対し最高 0.5%）をご負担いただく場合があります。この他に信託事務の諸費用等、投資信託における有価証券の売買手数料などが信託財産から控除されます。

●元本欠損リスクについて

★信用リスク

債券・株式などの発行体の財務状況の悪化や倒産により、利息や配当、元本があらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合があります、投資額を下回る（元本割れ）おそれがあります。

★価格変動リスク

経済・社会情勢、企業業績、市場の需給等の影響を受けて株式等の価格が変動し、それにともない株式等の投資対象としている投資信託の基準価額は下落し、投資額を下回る（元本割れ）おそれがあります。

★金利変動リスク

金利は景気や経済の状況等の影響を受けて変動し、それにともない債券価格も変動します。一般的に金利が上昇した場合債券価格は下落し、投資額を下回る（元本割れ）おそれがあります。

★為替リスク

日本円と投資対象国通貨間の為替レートの変動により、外貨建資産の円換算価値が変動します。一般的に取得時よりも円高が進行すると、円換算価値が目減りし投資額を下回る（元本割れ）おそれがあります。

●その他について

投資信託は預金ではありません。また、預金保険制度の保護の対象ではありません。

投資信託のお取引に関してはクーリング・オフ（金融商品取引法第 37 条の 6 の規定）の適用はありません。

● NISA 口座開設に当たってご留意いただきたいポイント

- ① NISA とは、新たに購入した上場株式等や公募株式投資信託について「譲渡益・分配益」が最長 5 年間非課税となる制度です。制度のご利用に当たっては、制度内容を十分にご理解いただき、お客様の投資目的や運用のお考えにあった商品・サービスをご提供できる金融機関をご検討ください。当行の NISA 口座では「公募株式投資信託」が対象商品です。
- ② NISA 口座は、お客様お 1 人につき 1 口座のみ開設が可能です。同時に複数の金融機関で NISA を開設することはできません。
- ③ NISA 口座のご利用は日本国内にお住まいの 20 歳以上の個人のお客様に限りです。
- ④ NISA 口座の開設には平成 25 年 1 月 1 日時点の住所がわかる住民票等が必要です。
- ⑤ 他の口座で現在保有している株式投資信託等を NISA 口座へ移管することはできません。
- ⑥ 現行制度においては、NISA 口座で保有している株式投資信託を非課税扱いのまま、他の金融機関に移管することはできません。
- ⑦ 途中売却は可能ですが、売却した場合、その売却分の非課税枠を再利用することはできません。
- ⑧ 上限 100 万円の非課税枠での投資はその年限りで、未使用の非課税枠を翌年以降に繰り越すことはできません。
- ⑨ NISA 口座内でと損失が発生しても他の譲渡益との損益通算は出来ません。また、損失の繰越控除もできません。
- ⑩ NISA 口座から払い出された株式投資信託の取得価額は、払出日の時価となります。
- ⑪ 投資信託の元本払戻金（特別分配金）は NISA 口座の保有であるかどうかにかかわらず非課税ですので、NISA 口座の非課税メリットを享受できません。

始めるなら、  
名古屋銀行で。

# 名古屋銀行

少額投資非課税制度

# NISA キャンペーン

NISA口座でご購入  
いただいたあなたに!

## キャッシュプレゼント

平成26年 1月6日(月) ~ 平成26年 6月30日(月)

### 2,000円 キャッシュ プレゼントコース

対象: 期間中に、当行NISA口座で株式投資信託  
累計30万円以上ご購入いただいたお客さま

### 1,000円 キャッシュ プレゼントコース

対象: 期間中に、当行NISA口座で投信積立月額1万円  
以上を新規でお申込みいただいたお客さま

【ご注意事項】●当行でNISA口座を開設済みのお客さまのうち、上記条件を満たしたお客さまが対象となります。●申込手数料は購入手数料および消費税込の金額です。●ご購入お申込金額には、窓口のお申込のほか「インターネット投資信託」及び「投信積立」によるご購入も対象となります。収益分配金の再投資による買付は対象外です。●本キャンペーンへの応募は不要です。上記条件を満たしたお客さまが自動的にキャンペーンの対象となります。●プレゼントの現金は、お客さまの投資信託精算指定口座(預金口座)へ入金いたします。入金時に投資信託精算指定口座が解約されている場合は対象外となります。●入金日の通知は行いません。入金をもってお知らせに代えさせていただきます。●本キャンペーンについては、今後予告なく内容を変更したり、取扱を継続、中止したりすることがあります。※NISA口座でご購入いただけるのは、口座開設完了後、平成26年1月からとなります。※投信積立によるご購入は、買付日が平成26年6月30日(月)までの分を対象とします。

さらに 今、名古屋銀行でNISA口座を開設すると、うれしい特典付き!!

NISA口座を開設  
いただいたあなたに!

## ありがとうキャンペーン

平成26年 3月31日(月)まで

### ギフトカード 500円分プレゼント

対象: 期間中に、当行でNISA口座開設  
手続きが完了したお客さま

【ご注意事項】●本キャンペーンへの応募は不要です。上記条件を満たしたお客さまは自動的にキャンペーンの対象となります。●プレゼントのギフトカードは、口座開設手続きの完了が確認出来次第改めてご連絡させていただきます。●本キャンペーンについては、今後予告なく内容を変更したり、取扱を継続、中止したりすることがあります。

詳しくは窓口または  
フリーダイヤルへ

 0120-758-038

受付時間 平日 9:00 ~ 17:00  
(土日祝・銀行の休業日は除きます)

名古屋銀行

検索

 Bank of  
NAGOYA

名古屋銀行

## ご留意事項

### ■手数料など諸費用について

お預かり手数料はかかりません。各銘柄ごとに設定された申込手数料(お申込金額、お申込口数、または基準価額に応じて最高3.15%(税込))、信託報酬(信託財産の純資産総額のうち、お客さまの保有額に対して最高年率2.079%(税込))、信託財産留保額(ご換金申込時の基準価額に対し最高0.5%(税込))をご負担いただく場合があります。この他に信託事務の諸費用等、投資信託における有価証券の売買手数料などが信託財産から控除されます。なお、消費税率が8%になった場合は、申込手数料は最高3.24%(税込)、信託報酬は最高年率2.1384%(税込)となります。

### ■元本欠損リスクについて

**【信用リスク】**債券・株式などの発行体の財務状況の悪化や倒産により、利息や配当、元本があらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合があります。投資額を下回る(元本割れ)おそれがあります。

**【価格変動リスク】**経済・社会情勢、企業業績、市場の需給等の影響を受けて株式等の価格が変動し、それにともない株式等の投資対象としている投資信託の基準価額が下落し、投資額が下回る(元本割れ)おそれがあります。

**【金利変動リスク】**金利は景気や経済の状況等の影響を受けて変動し、それにともない債券価格も変動します。一般的に金利が上昇した場合、債券価格は下落し、投資額を下回る(元本割れ)おそれがあります。

**【為替リスク】**日本円と投資対象国通貨間の為替レートの変動により、外貨建資産の円換算価値が変動します。一般的に取得時よりも円高が進行すると、円換算価値が目減りし、投資額を下回る(元本割れ)おそれがあります。

### ■その他について

投資信託は預金ではありません。また、預金保険制度の保護の対象ではありません。

投資信託のお取引に関してはクーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

#### [その他のご留意事項]

お客さまの目的やご投資の経験等に応じて、お客さまのニーズに即した個別商品のご案内および勧誘をさせていただくことがあります。ご案内を差し上げる商品の中には、所定の手数料をご負担いただく商品および価格の変動等により投資額を下回る(元本割れ)商品もあります。商品ごとの手数料等およびリスクは異なりますので、お申込みに際しては当該商品の契約締結前交付書面等を十分にお読みください。

## 少額投資非課税制度(愛称：NISA)とは？

- 平成26年より、公募株式投資信託にかかる軽減税率(10.147%)が終了し、本則の20.315%(復興特別所得税を含む)が適用されます。
- NISAとは、個人のお客さまの将来の資産形成を支援・促進することを目的に平成26年から新たに導入される「税制優遇制度」です。
- NISA口座では、公募株式投資信託や上場株式等の売却益や配当金に対する税金が最長5年間非課税となります。  
※非課税の範囲内や対象となる金額等には条件があります。制度の詳細は窓口までお問い合わせください。

### NISA口座開設にあたってご留意いただきたいポイント

- ①「NISA」とは、新たに購入した上場株式等や公募株式投資信託について「譲渡益・分配益」が最長5年間非課税となる制度です。制度のご利用にあたっては、制度内容を十分にご理解いただき、お客さまの投資目的や運用のお考えに合った商品・サービスをご提供できる金融機関をご検討ください。当行のNISA口座では「公募株式投資信託」が対象商品です。
- ②NISA口座は、お客さまお1人につき1口座のみ開設が可能です。同時に複数の金融機関でNISAを開設することはできません。
- ③NISA口座のご利用は日本国内にお住まいの20歳以上の個人のお客さまに限りです。
- ④NISA口座の開設には平成25年1月1日時点の住所がわかる住民票等(平成25年4月1日以降に発行されたものかつ発行から6か月以内のもの)が必要です。
- ⑤他の口座で現在保有している株式投資信託等をNISA口座へ移管することはできません。
- ⑥現行制度においては、NISA口座で保有している株式投資信託を非課税扱いのまま、他の金融機関に移管することはできません。
- ⑦途中売却は可能ですが、売却した場合、その売却分の非課税枠を再利用することはできません。
- ⑧上限100万円の非課税枠での投資はその年限りで、未使用の非課税枠を翌年以降に繰り越すことはできません。
- ⑨NISA口座内で譲渡損失が発生しても他の譲渡益(特定口座・一般口座での取引)との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。
- ⑩NISA口座から払い出された株式投資信託の取得価額は、払出日の時価となります。
- ⑪投資信託の元本払戻金(特別分配金)はNISA口座の保有であるかどうかにかかわらず非課税ですので、NISA口座の非課税メリットを享受できません。

平成25年12月1日現在

詳しくは窓口または  
フリーダイヤルへ  
 **0120-758-038**  
(受付時間) 平日9:00~17:00(土日祝・銀行の休業日は除きます)

販売会社  
商号等 株式会社名古屋銀行  
登録金融機関 東海財務局長(登金)第19号  
加入協会 日本証券業協会

 **名古屋銀行**  
Bank of  
NAGOYA